
【資料2】 第2次枚方市空家等対策実行計画＜第2期＞（案）

【案件】 第2次枚方市空家等対策実行計画＜第2期＞（案）の
取り組みについて

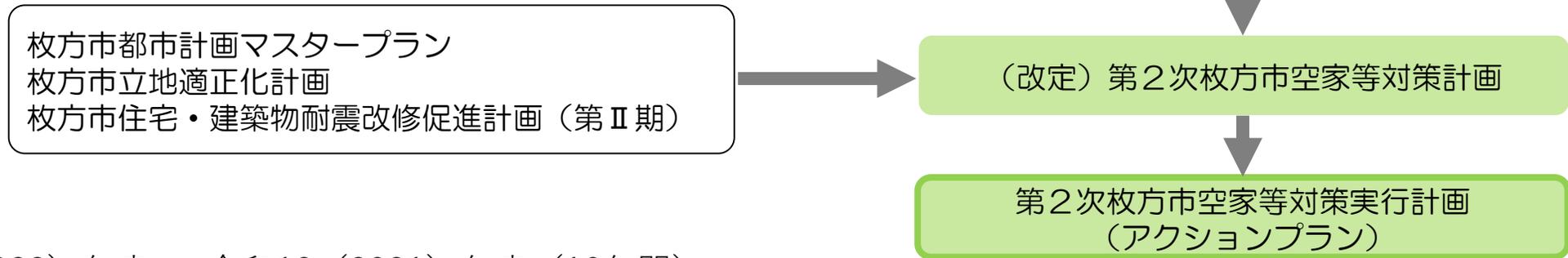
【案件】 第2次枚方市空家等対策実行計画＜第2期＞（案）の 取り組みについて

- ①第2次枚方市空家等対策実行計画の概要
- ②第1期実行計画（令和4～6年度）における取り組みについて＜報告＞
 - (1)取り組み指標の達成度評価（令和6年12月1日現在）
 - (2)第1期実行計画の総括
- ③第2期実行計画（令和7～11年度）における取り組みについて＜案＞
 - (1)第2期実行計画について
 - (2)各取り組みの内容について

①第2次枚方市空家等対策実行計画の概要

❖位置づけ

本実行計画は上位計画である「第2次枚方市空家等対策計画」を踏まえ、対策をどのように実施していくのか、時期及び方向性について示すものです。



❖計画期間

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度(10年間)

※本市空家等対策計画に基づく施策を進める際に目標に対する進捗状況を確認するため、計画期間を3期にわけてアクションプランを定め、取り組みを進めています。



①第2次枚方市空家等対策実行計画の概要

第2次 枚方市空家等対策計画			アクションプラン（第1期）			
基本方針	施策の方向性	施策の内容	① モデル事業	② マッチング事業	③ 啓発事業	④ 災害対応
(1) 空家等・空き地等の発生 の未然防止と所有者等による 管理の促進	(1-1) 啓発や情報提供	(1-1-1) 適正管理や各種支援制度に関するパンフレットの作成・配布			■	
		(1-1-2) 納税通知書を活用した土地・建物の所有者等に対する適正管理等の情報提供			■	
		(1-1-3) 専門家団体等と連携したセミナーや相談会の開催			■	
		(1-1-4) 市ホームページや広報誌・SNSなどを活用した施策や制度などの情報の発信			■	
		(1-1-5) 出前講座・市関連イベントへの出展	■		■	
	(1-2) 建物の良質化や長寿命化の促進	(1-2-1) 木造住宅の耐震化への支援	■		■	
		(1-2-2) 高齢者や障害者が居住する住宅のバリアフリー化への支援			■	
(2) 空家等・空き地等の活用	(2-1) 空家等・空き地等の情報の集約	(2-1-1) 空家等・空き地等についての緊急連絡先の把握		■		■
		(2-1-2) 市の関連部署及び地域住民等との連携による空家等・空き地等に関連する情報の収集及び情報のデータベース化		■		■
		(2-1-3) 地域ごとの空家等・空き地等の動向の把握と課題の抽出	■	■		
	(2-2) 空家等・空き地等の活用の 仕組みづくり	(2-2-1) 空家等・空き地等の所有者等とまちづくりや地域の活性化、公共的課題の解決に取り組む団体・グループ等とのマッチング	■	■		
		(2-2-2) 国等の取り組みとの連携の検討	■	■		
		(2-2-3) 専門家団体等との連携により空家等・空き地等の所有者等や利用希望者を支援		■	■	■
		(2-2-4) 空き家対策の担い手の育成強化	■			
(3) 地域特性に合わせた管理不良な空家等・空き地等の解消の促進	(3-1) 地域特性に合わせた空家等・空き地等の適正管理に関する支援	(3-1-1) NPOや事業者等との連携による適正管理の支援		■	■	
		(3-1-2) 耐震性不足の住宅の除却支援	■			■
	(3-2) 特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み	(3-2-1) 必要に応じて認定・措置・緊急安全措置を実施				■
(4) 市民等からの相談体制の整備	(4-1) 市民等からの空家等・空き地等に関する相談体制の整備	(4-1-1) 庁内組織との連携体制の整備		■	■	■
		(4-1-2) 外部組織との連携体制の整備		■		■

①第2次枚方市空家等対策実行計画の概要

第1期事業① 地域特性にあった課題解決手法の探究—モデル事業—

追跡調査から得られた地域特性をもとに、より空き家問題が深刻である地域を抽出。地域と協議のうえ、未然防止のための住民への出前講座や、校区コミュニティ協議会や自治会と連携して新規空き家の調査、管理不良となっている所有者への意向確認などを実施し、既存の支援制度の活用や検証し、課題解決につなげる。

第1期実行計画

事業に係る取り組み



実施する取り組み

1-1-5	モデル地区への出前講座を実施	2-2-2	モデル地区における国費・府費補助事業の検討
1-2-1	耐震改修支援制度の検証	2-2-4	担い手像の確立と育成の着手
2-1-3	地域課題に応じた対応策を検討する	3-1-2	除却支援内容の検証
2-2-1	モデル地区におけるマッチング事業の展開		

<事業計画>



取り組み指標	R4	R5	R6
出前講座受講人数 (累計)	40人	80人	120人
担い手の育成人数 (累計)	—	—	10人
マッチング事業数 (累計)	2件	6件	10件

指標

実施内容・時期

※1 担い手の育成については令和4年度はニーズの汲み取り調査を行う。令和6年度より人材育成の試行に着手する。
 ※2 地域との連携による空き家の調査、課題解決につなげる。

(1)取り組み指標の達成度評価（令和6年12月1日現在）（1/4）

第1期事業① 地域特性にあった課題解決手法の探究ーモデル事業ー

追跡調査から得られた地域特性をもとに、より空き家問題が深刻である地域を抽出。地域と協議のうえ、未然防止のための住民への出前講座や、校区コミュニティ協議会や自治会と連携して新規空き家の調査、管理不良となっている所有者への意向確認などを実施し、既存の支援制度の活用や検証し、課題解決につなげる。

実施する取り組み			
1-1-5	モデル地区への出前講座を実施	2-2-2	モデル地区における国費・府費補助事業の検討
1-2-1	耐震改修支援制度の検証	2-2-4	担い手像の確立と育成の着手
2-1-3	地域課題に応じた対応策を検討する	3-1-2	除却支援内容の検証
2-2-1	モデル地区におけるマッチング事業の展開		

取り組み指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	R6実績	達成度
出前講座受講人数（累計）※	40人	44人	80人	122人	160人 (120人)	132人	△
担い手の育成人数（累計）	—	—	—	—	10人	0人	×
マッチング事業数（累計）※	2件	3件	6件	11件	15件 (10件)	21件	○

※ 令和5年度の実績値が令和6年度目標を上回ったため、令和6年度目標の修正を行った。（カッコ内は修正前の目標値）

(1)取り組み指標の達成度評価（令和6年12月1日現在）（2/4）

第1期事業② 空き家の利活用促進・起業支援ーマッチング事業ー

管理意思のない家屋の解消及び利活用を望む所有者の支援として、マッチング事業に注力する。モデル事業における支援のみでなく、市内全体の起業支援として展開できるよう制度を整える。

実施する取り組み			
2-1-1	利活用意思の確認	2-2-2	国費・府費活用事業の検討
2-1-2	空き家情報の管理	2-2-3	専門家団体との連携新規団体と連携の検討
2-1-3	空家等・空き地等の情報の集約	3-1-1	
		4-1-2	
2-2-1	マッチング事業の展開	4-1-1	庁内の連携体制の整備

取り組み指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	R6実績	達成度
意向調査送付件数（累計）	120件	203件	240件	264件	360件	486件	○
マッチング事業数（累計）【再掲】	2件	3件	6件	11件	15件 (10件)	21件	○
制度を活用して解消した空き家数（累計）	30件	30件	65件	52件	100件	73件	△

(1)取り組み指標の達成度評価（令和6年12月1日現在）（3/4）

第1期事業③ 徹底した管理不良空き家の発生抑制—積極的な啓発事業—

これまでより実施してきた啓発事業、未然防止につながる家屋改修の補助金制度の継続のほか、庁内や外部組織との連携を強化し、啓発事業を強化する。関心の薄い市民にも届くよう積極的に事業を展開する。

実施する取り組み			
1-1-1	個別事業のパンフレット、空き家に関する総合的なパンフレットの作成・配布	1-2-1	木造住宅の耐震化への支援
1-1-2	納税通知書に啓発チラシを同封し配布	1-2-2	高齢者や障害者が現在の住宅で快適に過ごすことができるよう支援
1-1-3 1-1-4	セミナー等の開催、発信ツールの検証	2-2-3 3-1-1	専門家団体との連携新規団体と連携の検討
1-1-5	市関連イベントへ出展	4-1-1	庁内の連携体制の整備

取り組み指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	R6実績	達成度
イベント参加人数（累計）※1	150人	1507人	3000人	2259人	4500人	3167人	△
木造住宅の耐震化への支援件数（累計）	30件	36件	65件	69件	100件	103件	○
旧耐震家屋へ耐震化の啓発件数（累計）※1	100件	1204件	1800件 (200件)	1842件	2400件	2814件	○

※1 令和4年度において目標値を大幅に上回ったため、令和5年度に目標の修正を行った。

(1) 取り組み指標の達成度評価（令和6年12月1日現在）（4/4）

第1期事業④ より安心して暮らせるまちへー災害時対応の強化ー

平成30年にあった大阪北部地震において、空き家の損壊が目立ち、行政間の連携や民間事業者との連携に迫られた経過があるため、早期に連携体制を整える。

実施する取り組み			
2-1-1	空き家・空き地の緊急連絡先の把握	3-2-1	必要に応じ認定・措置・緊急安全措置を実施
2-1-2	関係機関との情報共有方法の検討		
2-2-3	専門家団体との連携・新規団体と連携の検討	4-1-1	庁内の連携体制の整備
3-1-2	除却支援の継続	4-1-2	外部組織の連携体制の整備

取り組み指標	R4目標	R4実績	R5目標	R5実績	R6目標	R6実績	達成度
緊急連絡先の把握（累計）	120人	107人	240人	225人	360人	270人	△
除却支援件数（累計）	18件	28件	36件	50件	54件	71件	○

(2)第1期実行計画の総括

①地域特性にあった課題解決手法の探求－モデル事業－

- ・ 地域、事業者、市が連携したモデル事業を3地区で実施（現在+2地区で実施中）
- ・ 空き家対策をテーマとした出前講座を各年度で実施

課題 ▶ ・ モデル事業を実施する地域の選定、担い手の育成

②空き家の利活用促進・起業支援－マッチング事業－

- ・ 不動産流通施策にかかる協力事業者を13社（R6年度現在）選定し、空き家の利活用希望者とマッチング
- ・ 連携協定に基づき、枚方信用金庫の市内11店舗において空き家所有者向け相談窓口を設置
- ・ R5年度に若者世代空き家活用補助制度の要件の緩和

課題 ▶ ・ 補助制度の更なる利用促進

③徹底した管理不良空き家の発生抑制－積極的な啓発事業－

- ・ 各年度において様々なテーマで空き家対策セミナーを実施
- ・ R6年度に旧耐震家屋への耐震化補助制度の要件を緩和

④より安心して暮らせるまちへ－災害対応の強化－

- ・ おくやみコーナーへの「土地・建物の緊急連絡先」の届出の把握や届出者へのフォローアップ調査を実施
- ・ 特定空家等（1件、R4年度認定）について、是正に向けた継続的な指導等を実施

○変更の主なポイント

- ・ 事業については、第1期実行計画で採用した4事業から2事業に再編成し、実施する取り組みについては事業間で重複しないよう配分する。
- ・ 取り組みについては、第1期の内容を継承しつつ、より効果的な内容とするとともに、第1期での課題や法改正の内容を踏まえたものとする。
- ・ 指標については、原則第1期の内容を用いるが、事業の再編成に伴い、より適切な指標を設定する。

第1期実行計画（試行段階）
2022～2024年度

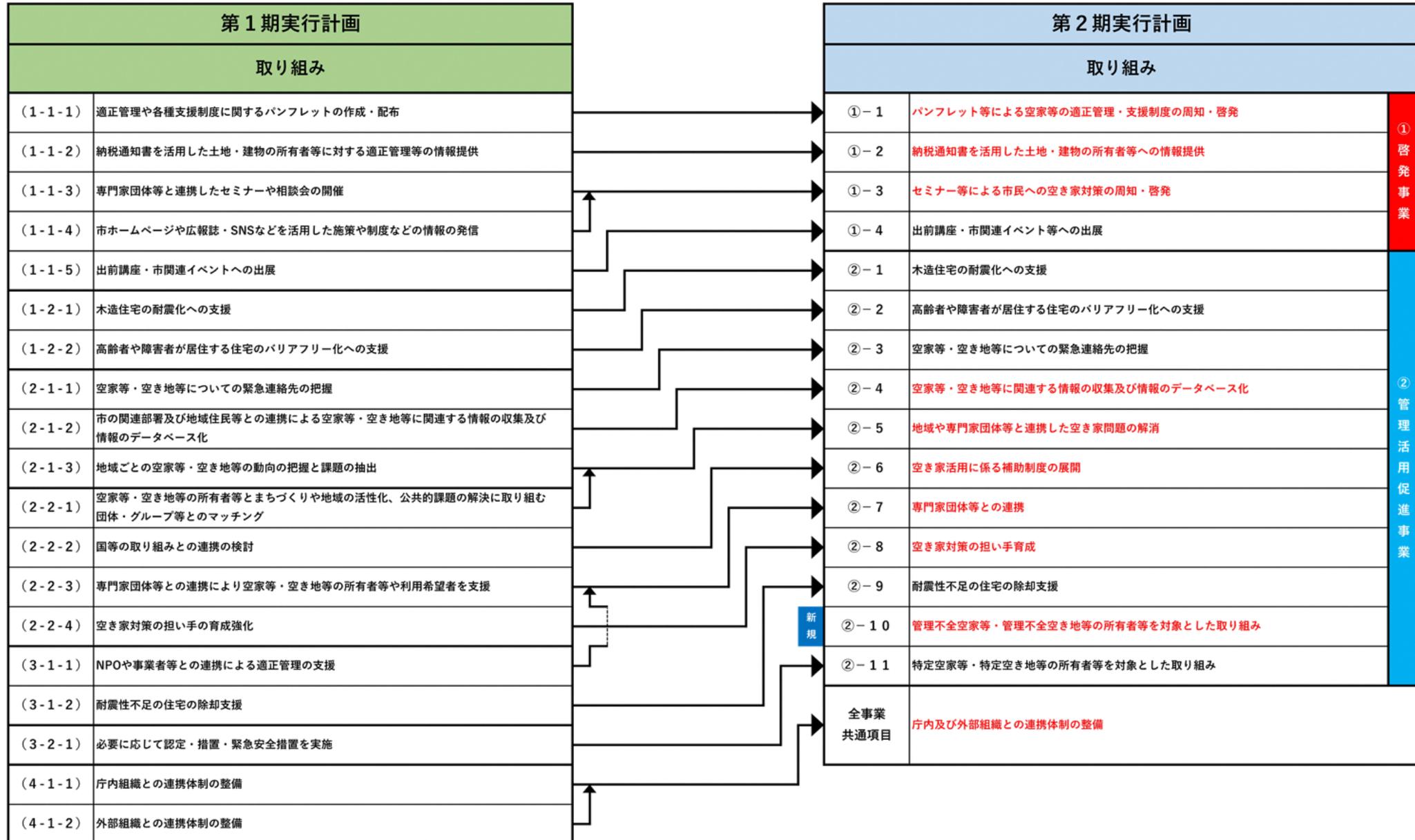
第2期実行計画（実施段階）
2025～2029年度

③第2期実行計画（令和7～11年度）における取り組みについて<案> (1)第2期実行計画について

第2次空家等対策計画			第1期実行計画				第2期実行計画
基本方針	施策の方向性	施策の内容	① モデル 事業	② マッチング 事業	③ 啓発 事業	④ 災害 対応	
(1) 空家等・空き地 等の発生の未然 防;止と所有者 等による管理の 促進	(1-1) 啓発や情報提供	適正管理や各種支援制度に関するパンフレットの作成・配布			■		▶▶
		納税徴収書を活用した土地・建物の所有者等に対する適正管理等の情報提供			■		
		専門家団体等と連携したセミナーや相談会の開催			■		
		市ホームページや広報誌・SNSなどを活用した施策や制度などの情報の発信			■		
		出前講座・市関連イベントへの出展	■		■		
	(1-2) 建物の良質化や長寿命化の促進	木造住宅の耐震化への支援	■		■		
		高齢者や障害者が居住する住宅のバリアフリー化への支援			■		
(2) 空家等・空き地 等の活用	(2-1) 空家等・空き地等の情報の集約	空家等・空き地等についての緊急連絡先の把握		■		■	▶▶
		市の関連部署及び地域住民等との連携による空家等・空き地等に関する情報の収集及び情報のデータベース化		■		■	
		地域ごとの空家等・空き地等の動向の把握と課題の抽出	■	■			
	(2-2) 空家等・空き地等の活用の仕組みづくり	空家等・空き地等の所有者等とまちづくりや地域の活性化、公共的課題の解決に取り組む団体・グループ等とのマッチング	■	■			
		国等の取り組みとの連携の検討	■	■			
		専門家団体等との連携により空家等・空き地等の所有者等や利用希望者を支援		■	■	■	
		空き家対策の担い手の育成強化	■				
(3) 地域特性に合わせた管理不良な空家等・空き地等の解消の促進	(3-1) 地域特性に合わせた空家等・空き地等の適正管理に関する支援	NPOや事業者等との連携による適正管理の支援		■	■		▶▶
		耐震性不足の住宅の除却支援	■			■	
	(3-2) 特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み	必要に応じて認定・措置・緊急安全措置を実施				■	
(4) 市民等からの相談体制の整備	(4-1) 市民等からの空家等・空き地等に関する相談体制の整備	庁内組織との連携体制の整備		■	■	■	▶▶
		外部組織との連携体制の整備		■		■	
							① 啓発事業
							② 管理活用促進事業
							全事業共通項目

③第2期実行計画（令和7～11年度）における取り組みについて<案> (1)第2期実行計画について

第2期実行計画の取り組み（案）新旧



③第2期実行計画（令和7～11年度）における取り組みについて<案> (1)第2期実行計画について

第2期実行計画の取り組み（案） (1/2)

第2次空家等対策計画			第2期実行計画	
基本方針	施策の方向性	施策の内容	取組名	アクションプラン
(1) 空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	(1-1) 啓発や情報提供	適正管理や各種支援制度に関するパンフレットの作成・配布	①-1) パンフレット等による空家等の適正管理・支援制度の周知・啓発	① 啓発事業
		納税通知書を活用した土地・建物の所有者等に対する適正管理等の情報提供	①-2) 納税通知書を活用した土地・建物の所有者等への情報提供	
		専門家団体等と連携したセミナーや相談会の開催	①-3) セミナー等による市民への空き家対策の周知・啓発	
		市ホームページや広報誌・SNSなどを活用した施策や制度などの情報の発信	①-4) 出前講座・市関連イベント等への出展	
	(1-2) 建物の良質化や長寿命化の促進	木造住宅の耐震化への支援	②-1) 木造住宅の耐震化への支援	② 管理活用促進事業
		高齢者や障害者が居住する住宅のバリアフリー化への支援	②-2) 高齢者や障害者が居住する住宅のバリアフリー化への支援	
		空家等・空き地等についての緊急連絡先の把握	②-3) 空家等・空き地等についての緊急連絡先の把握	
(2) 空家等・空き地等の活用	(2-1) 空家等・空き地等の情報の集約	市の関連部署及び地域住民等との連携による空家等・空き地等に関する情報の収集及び情報のデータベース化	②-4) 空家等・空き地等に関する情報の収集及び情報のデータベース化	
		地域ごとの空家等・空き地等の動向の把握と課題の抽出	②-5) 地域や専門家団体等と連携した空き家問題の解消	

③第2期実行計画（令和7～11年度）における取り組みについて<案> （1）第2期実行計画について

第2期実行計画の取り組み（案） （2/2）

第2次空家等対策計画			第2期実行計画		
基本方針	施策の方向性	施策の内容	取組名	アクションプラン	
(2) 空家等・空き地等の活用	(2-2) 空家等・空き地等の活用の仕組みづくり	空家等・空き地等の所有者等とまちづくりや地域の活性化、公共的課題の解決に取り組む団体・グループ等とのマッチング	②-5) 地域や専門家団体等と連携した空き家問題の解消【再掲】	② 管理活用促進事業	
		国等の取り組みとの連携の検討	②-6) 空き家活用に係る補助制度の展開		
		専門家団体等との連携により空家等・空き地等の所有者等や利用希望者を支援	②-7) 専門家団体等との連携		
		空き家対策の担い手の育成強化	②-8) 空き家対策の担い手育成		
(3) 地域特性に合わせた管理不良な空家等・空き地等の解消の促進	(3-1) 地域特性に合わせた空家等・空き地等の適正管理に関する支援	NPOや事業者等との連携による適正管理の支援	②-7) 専門家団体等との連携【再掲】		
		耐震性不足の住宅の除却支援	②-9) 耐震性不足の住宅の除却支援		
	(3-2) 管理不全空家等・管理不全空き地等の所有者等を対象とした取り組み	必要に応じて認定・措置・緊急安全措置を実施	②-10) 管理不全空家等・管理不全空き地等の所有者等を対象とした取り組み		
(3-3) 特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み	必要に応じて認定・措置・緊急安全措置を実施	②-11) 特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み			
(4) 市民等からの相談体制の整備	(4-1) 市民等からの空家等・空き地等に関する相談体制の整備	庁内組織との連携体制の整備	庁内及び外部組織との連携体制の整備		全事業共通項目
		外部組織との連携体制の整備			

③第2期実行計画（令和7～11年度）における取り組みについて<案>（2）各取り組みの内容について

第2期事業 ①啓発事業

空き家・空き地等が管理不全に陥ることを未然に防止するためには、適正な管理や耐震改修等による建物の長寿命化が有効である。そのため、チラシやパンフレット、広報媒体を用いて情報発信し、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家対策に関するセミナー等を通じて空き家等に関する知識や意識の醸成を図る。

実施する取り組み			
①-1	パンフレット等による空家等の適正管理・支援制度の周知・啓発	①-3	セミナー等による市民への空き家対策の周知・啓発
①-2	納税通知書を活用した土地・建物の所有者等への情報提供	①-4	出前講座・市関連イベント等への出展

取り組み指標	第1期事業			第2期事業				
	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標	R9目標	R10目標	R11目標
【新規】パンフレット等による啓発件数				140件	140件	140件	140件	140件
旧耐震基準の木造住宅への耐震化の啓発件数	1204件	638件 (累計1842件)	972件 (累計2814件)	500件	500件	500件	500件	500件
セミナーへの参加により空き家への関心・理解が深まった人の割合				60%	60%	60%	60%	60%

①-1

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	啓発や情報提供				○
取組名	パンフレット等による空家等の適正管理・支援制度の周知・啓発				
概要	空き家管理に関する総合的なパンフレットの配布を行い、空き家管理の重要性について周知・啓発する。また、空き家の活用や耐震改修の補助制度等についても同様にパンフレットを作成し、制度の利用を促進する。				

< 事業計画 >

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討		内容の 検討	内容の 検討	内容の 検討	内容の 検討
	実施	配布	配布	配布	配布	配布

①-2

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	啓発や情報提供				○
取組名	納税通知書を活用した土地・建物の所有者等への情報提供				
概要	納税通知書に空き家の管理活用に係るチラシを同封し、固定資産所有者へ啓発を行う。				

< 事業計画 >

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課 (資産税課)	調査・検討		内容の 検討	内容の 検討	内容の 検討	内容の 検討
	実施	配布	配布	配布	配布	配布

①-3

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	啓発や情報提供				○
取組名	セミナー等による市民への空き家対策の周知・啓発				
概要	セミナーや相談会等を実施することにより、空き家対策に関する周知啓発を行う。また、空き家に係る情報や制度等について、最適な広報媒体（市ホームページ、広報誌、SNS等）を活用することで、効果的な情報発信を行う。				

< 事業計画 >

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	内容の 検討	内容の 検討	内容の 検討	内容の 検討	内容の 検討
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

①-4

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	啓発や情報提供				○
取組名	出前講座・市関連イベント等への出展				
概要	地域等からの希望に応じて空き家対策に関する出前講座を開催することで、参加者の知識向上や意識醸成を図る。市主催イベント等への出展を通して、空き家に係る啓発や活用補助制度の周知を行う。				

< 事業計画 >

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	内容の精査・見直し				
	実施	出前講座の実施				
		イベントへの出展				

③第2期実行計画（令和7～11年度）における取り組みについて<案> (2)各取り組みの内容について

第2期事業 ②管理活用促進事業

空家等の発生やその管理状態は地域住民がいち早く情報把握できることから、行政から積極的にそれらの情報収集を行い、解消につなげる能動的な取り組みを継続して実施する。加えて、所有者等に空家等の活用希望があった際には専門家団体等と連携し、流通促進や利活用につなげるとともに、住宅の除却・改修費用の支援を引き続き実施する。また、市として重点的に空家等の活用を図る区域の設定が必要となった場合は、空家等活用促進区域の指定も含めた様々な対応策の検討を行う。

おくやみコーナーへの届出や市民・地域等から相談・情報提供により把握した空家等の状態や所有者等の情報を蓄積することで、緊急時等に迅速に対応できるよう取り組む。担い手の育成については、地域住民の参画が得られる手法を検証し実施する。

管理不良の空家等・空き地等については、その状況を総合的に勘案し、所有者等に助言、指導、勧告、命令などの必要な措置を講じることで問題の早期解決を図る。

実施する取り組み			
②-1	木造住宅の耐震化への支援	②-7	専門家団体等との連携
②-2	高齢者や障害者が居住する住宅のバリアフリー化への支援	②-8	空き家対策の担い手育成
②-3	空家等・空き地等についての緊急連絡先の把握	②-9	耐震性不足の住宅の除却支援
②-4	空家等・空き地等に関連する情報の収集及び情報のデータベース化	②-10	管理不全空家等・管理不全空き地等の所有者等を対象とした取り組み
②-5	地域や専門家団体等と連携した空き家問題の解消	②-11	特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み
②-6	空き家活用に係る補助制度の展開		

③第2期実行計画（令和7～11年度）における取り組みについて<案> (2)各取り組みの内容について

第2期事業 ②管理活用促進事業

取り組み指標	第1期事業			第2期事業				
	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標	R9目標	R10目標	R11目標
緊急連絡先の把握（おくやみコーナー）（累計）				50件	100件	150件	200件	250件
制度利用等により解消した空き家数（累計）	30件	52件	73件	80件	160件	240件	320件	400件
専門家団体等とのマッチング件数（累計）	3件	11件	21件	10件	20件	30件	40件	50件
【新規】新たに連携した専門家団体等の数（累計）				1件	2件	3件	4件	5件
担い手の育成人数（累計）	—	—	0人	10人	20人	30人	40人	50人
耐震化補助制度を活用し改修・除却された木造住宅等の件数（累計）				50件	100件	150件	200件	250件
【新規】指導等により問題解決した空家等・空き地等の件数（累計）				180件	360件	540件	720件	900件

②-1

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	建物の良質化や長寿命化の促進				○
取組名	木造住宅の耐震化への支援				
概要	空き家の解消に寄与できるよう、旧耐震基準の木造住宅の耐震改修に関する補助制度を実施する。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	必要に応じ補助制度の検討・見直し				
		第Ⅲ期耐震改修促進計画の検討・策定		第Ⅲ期耐震改修促進計画の推進		
	実施	耐震改修補助				

②-2

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	建物の良質化や長寿命化の促進				○
取組名	高齢者や障害者が居住する住宅のバリアフリー化への支援				
概要	高齢者や障害者が現在の住宅で継続的に居住するための住宅の機能向上・改修に対して支援を実施する。				

< 事業計画 >

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
介護認定給付課 障害支援課	調査・検討					
	実施	支援の実施				

②-3

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の情報の集約				○
取組名	空家等・空き地等についての緊急連絡先の把握				
概要	おくやみコーナーへの届出の際、空き家・空き地等の管理者に緊急連絡先の提出を求めるとともに、市民等から相談のあった空き家・空き地等について、その所有者等の連絡先の把握に努める。				

< 事業計画 >

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	届出のあった空き家・空き地等の動向調査および管理者の意向調査				
	実施	おくやみコーナーへの届出の受付				
		空き家・空き地等の所有者等の連絡先の把握				

②-4

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の情報の集約				○
取組名	空家等・空き地等に関連する情報の収集及び情報のデータベース化				
概要	おくやみコーナーへの届出や市民等から相談のあった空き家・空き地等の情報を記録するとともに、空き家・空き地対策に適切なデータベースの整備について検討を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	データベース整備の検討				
	実施	おくやみコーナーへの届出及び相談のあった空き家・空き地等の情報の記録				

②-5

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の情報の集約 ／空家等・空き地等の活用の仕組みづくり		○	○	○
取組名	地域や専門家団体等と連携した空き家問題の解消				
概要	地域や専門家団体等と連携し、地域にある空き家や空き地等について実態把握を行い、地域の特性や課題を踏まえた空家等・空き地等対策について検討し、課題の解消につなげていく。				

< 事業計画 >

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		R7	R8	R9	R10	R11
住宅まちづくり課	調査・検討	地域特性・課題を踏まえた空家・空き地等対策の検討				
			課題整理 スキーム構築			効果検証
	実施	第1期事業 継続実施	検証	実施		

②-6

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の活用の仕組みづくり				○
取組名	空き家活用に係る補助制度の展開				
概要	既存の補助制度を継続するとともに、利用拡大のため必要に応じて制度内容の改善・拡充の検討を行う。また、国費等の活用を含めた新たな補助制度について検討を行う。				

< 事業計画 >

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	必要に応じ既存制度の改善・拡充を検討				
		新たな補助制度の検討				
	実施	実施				

②-7

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の活用の仕組みづくり			○	○
取組名	専門家団体等との連携				
概要	空き家の所有者や利活用希望者等への支援を充実させるため、空き家に関する専門家団体等と連携を図る。また、必要に応じて空家等管理活用支援法人の指定について検討を行う。				

< 事業計画 >

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	新規団体連携の検討				効果 検証
		各団体と連携した取り組みの検討				
		空家等管理活用支援法人指定の検討				
	実施	実施				

②-8

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の活用の仕組みづくり		○	○	○
取組名	空き家対策の担い手育成				
概要	多様な主体と連携を図りながら空き家等に関する知識の普及・啓発等を行うことにより、空き家問題で困っている人に助言や適切な相談窓口への橋渡しすることができるような人材の育成に取り組む。				

< 事業計画 >

担当	項目	第2期 アクションプラン					
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
住宅まちづくり課	調査・検討		検証	検証	検証	検証	効果検証
	実施	実施					

②-9

基本方針	地域特性に合わせた管理不良な空家等・空き地等の解消の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	地域特性に合わせた空家等・空き地等の適正管理に関する支援				○
取組名	耐震性不足の住宅の除却支援				
概要	旧耐震基準の住宅の除却に関する補助制度を継続し、耐震性の不足する住宅の解消に取り組む。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	必要に応じ補助制度の検討・見直し				
		第Ⅲ期耐震改修促進計画の検討・策定		第Ⅲ期耐震改修促進計画の推進		
	実施	除却補助				

②-10

基本方針	地域特性に合わせた管理不良な空家等・空き地等の解消の促進	実施 主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	管理不全空家等・管理不全空き地等の所有者等を対象とした取り組み				○
取組名	管理不全空家等・管理不全空き地等の所有者等を対象とした取り組み				
概要	管理不全空家等・管理不全空き地等に対し適正に措置を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	通報に基づくパトロールの実施				
	実施	必要に応じて措置を実施				

②-11

基本方針	地域特性に合わせた管理不良な空家等・空き地等の解消の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み				○
取組名	特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み				
概要	特定空家等・特定空き地等に対し適正に措置を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	通報に基づくパトロールの実施				
	実施	必要に応じて措置を実施				

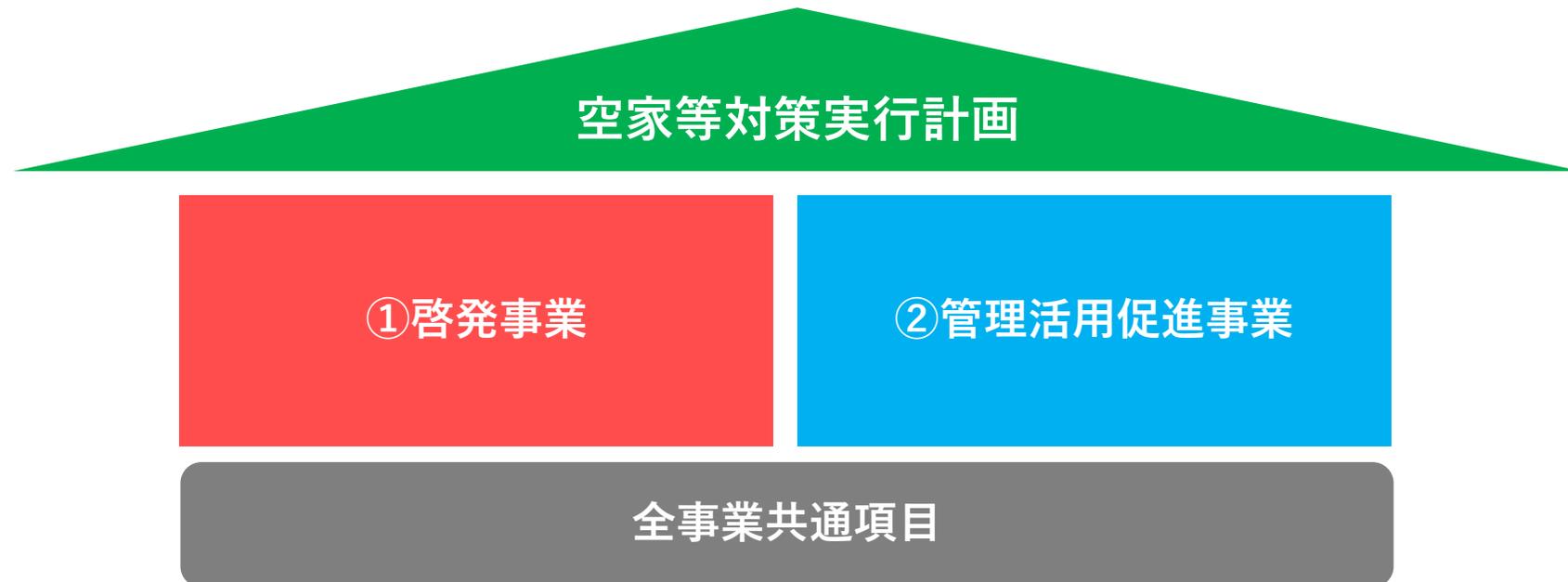
第2期事業 全事業共通項目

庁内及び外部組織との連携対体制の整備

市民等からの空き家等に関する相談等を適正かつ円滑に解決に繋げるためには、多様な空き家の問題に対応できる体制整備が不可欠。

そのためには、税や福祉等の視点を踏まえた対策や、法律や不動産等の専門分野からのアプローチが必要となることから、庁内及び外部の専門家団体等と緊密に連携することで総合的かつ効果的な空家対策に取り組む。

なお、庁内及び外部組織との連携体制の整備は全事業に共通する項目であることから、状況に応じて適切に連携することとし、本項目は事業や取り組みとしての設定は行わない。



今後のスケジュールについて

※日付（ ）内は予定【 】内は確定

時期	庁内手続き	協議会	市議会・市民	条例
令和6年度	1月	第2次枚方市空家等対策計画 実行計画案（第2期）の作成 ・ 第5回空き家対策検討委員会幹事会【1/29】	パブコメ報告 ・ 建設環境部門会議【1/21】	条例の改正作業（例規審査）
	2月	・ 第5回空き家対策検討委員会【2/19】 第2次枚方市空家等対策計画案の確定	・ 協議会【2/26】 ・ 建設環境委員協議会【2/14】	
	3月	・ 第6回空き家対策検討委員会幹事会（3月上旬） ・ 第6回空き家対策検討委員会（3月中旬） 第2次枚方市空家等対策計画 実行計画（第2期）案の確定 第2次枚方市空家等対策計画の改定決裁 実行計画（第2期）の策定決裁	・ 3月定例月議会（条例）	条例公布予定（3月下旬）
令和7年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次枚方市空家等対策計画・実行計画開始（R7.4.1開始予定） ・ 枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例施行（R7.4.1施行予定） 		